

本仕様書は、「第17期（令和9年春）福博花しるべ企画運営業務委託」の提案競技に際し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。

1 目的

都心の魅力と回遊性の向上を図るため、博多駅と天神及び舞鶴公園をつなぐルート上及びその周辺において、チューリップを中心とした花修景を市民共働により実施し、また、福岡市の推進する一人一花運動を象徴する春の取組みとして市民・企業参加型の「一人一花スプリングフェス」等を企画・実行することにより、まちを彩るとともに、花によるまちづくりに関する市民・企業の自主的な活動の醸成を目的とする。

2 委託内容

【参考資料 1、2、3、4、5、6】

業務遂行にあたっては、福博花しるべの構成や過去3年間の福博花しるべ実施報告書を参考にすること。

(1) 福博花しるべ全体の事業計画

- ・都心部の回遊性や魅力を向上させながら福博エリアを花で盛り上げるとともに、現状を踏まえたうえで、一人一花運動の輪の広がりや定着に繋がるコンセプトと企画構成にすること。
- ・「福博花しるべ」をどのように展開するのか、今後3年間の展開案を含めた事業計画を作成すること。
- ・事業計画には業務全体の基本方針や目標達成に向けたロードマップ、及び円滑な運営を行うことができる事業体制を含むこと。

(2) チューリップロード（チューリップによる花修景）

【参考資料 2：P3～8、3：P3～8、4：P5～10】

ア 概要

博多駅から天神及び舞鶴公園を結ぶルートを、その沿道や公園、公開空地等への約5万球のチューリップやその他春の花々で彩る「チューリップロード」としてつなぎ、都心の魅力と回遊性の向上に取り組むとともに、チューリップ等を多様な主体との共働により植え付けることで、市民の花によるおもてなしの意識向上を図るもの。

イ 条件

令和9年春においては、チューリップ球根4万球の入手及び開花調整について実行委員会が業者と事前調整しているため、当該業者と契約し調達したチューリップ球根を使用し花修景を行うこと。なお、一人一花運動で実施している「おもてなし花壇」の花装飾に使用するチューリップの球根1万球については実行委員会で調達及び植付を行う。

※第18期（令和10年春）以降は、事業者にて「おもてなし花壇」への使用分を除く、チューリップ球根4万球の準備を行うこと。

ウ 内容

① チューリップによる花修景の立案

- ・博多駅と天神及び舞鶴公園を結ぶルート上や一人一花スプリングフェス会場及びその周辺を、チューリップを主とした花で効果的に修景する計画を立案すること。
- ・花装飾を行う場所や花の数量、仮設花壇の形状等を示すこと。
- ・季節の花を組み合わせて、最大限見栄えがするよう計画すること。
- ・花修景の対象として「企業協賛花壇」及び多様な主体による花壇を含むこと。

② 花修景の実施と維持管理

- ・市民や企業との共働による花修景の実施

小学生や企業、ボランティア、緑のコーディネーター等と共働しながら、公園や公共施設、公開空地など公共性の高い場所において花修景を行うために、チューリップの球根等の配付や植付け及び水やり等の維持管理に関連する業務を実施すること。また、植付けが一過性のイベントにとどまらず、一人一花運動に取り組むきっかけや継続した花づくりに繋がるような企画とする。

- ・回遊性を高める企画の実施
ルート上をより多くの人々が巡るための、回遊効果を高める企画を実施すること。
- ・維持管理及び現状復旧
各花壇等については適切な維持管理を実施すること。
開催終了後は現状復旧を行うこと。

③ 球根の再利用

- ・利用したチューリップの一部を市民等が再利用できるよう企画すること。

④ 関係者調整

- ・円滑な事業実施のために、関係機関、地元、関係者等との必要な調整を行うこと。

特記事項

【チューリップについて】

規定数量：4万球（開花調整ロス分を含む）

※第17期（令和9年春）については、実行委員会が事前調整している業者からの受渡時期が令和8年11月頃となっているため、その後植付けまで適切に保管を行うこと。また、一部球根については、実行委員会が事前調整している業者にて開花調整を行い、納品される。

※第17期（令和9年春）以降は、事業者にて球根を準備すること。

【植付けについて】

- ・チューリップ等の植付けにあたっては、実行委員会に配植計画の承認を得ること。
- ・各実施場所において、開花時期の違う品種（早生、中生、晩生）を組み合わせることで、会期を通して花が咲いている状態となるよう配植を工夫すること。
また、多様な種類のチューリップを組み合わせ、空間全体で美しくデザインされた集客効果の高い配植とすること。
- ・各実施箇所は、公園・道路・公開空地など多岐にわたり、それぞれ管理者が異なるため、植付けの実施にあたっては、事前に各管理者への申請が必要となる。各管理者への申請に必要な資料の作成は事業者が行うこと。なお、公共用地への申請は事務局が行うが、民有地への申請は事業者が行うこと。

【維持管理について】

- ・チューリップの花が咲かなかった場合等には、植え替えにより補植すること。
- ・補植の実施方法については、事務局と協議すること。
- ・花の健全な生育を図るため、必要に応じて土壌改良等を行うこと。
- ・共働の取組みを行った花壇については、その旨を周知できる看板を掲示すること。

【実施時期について（目安）】

- | | |
|------------|--------------|
| ・10月中旬 | 市民団体への希望個数調整 |
| ・11月上旬～ | 植付け協力団体へ配布 |
| ・11～12月 | 球根の植付け |
| ・3月中旬～3月下旬 | 開花 |
| ・3月下旬 | 原状復旧 |

(3) 一人一花スプリングフェス 【参考資料 2 : P9～38、 3 : P9～49、 4 : P19～43】

ア 概要

公園や道路・公開空地など集客効果の高い場所において、市民や企業、大学等の様々な主体と共働で春の祭典を実施し、福博花しるべのメインイベントとするとともに、一人一花運動の啓発及び花によるまちづくりに対する市民意識の向上を図るもの。

イ 内容

① 実施期間と会場計画

- ・令和9年3月中旬～令和9年4月中旬のうちで、実行委員会が指定する期間とする。（土日それぞれ2回含む9日間以上の期間実施を想定）
- ・メイン会場は、実行委員会で決定する。
（令和9年春は「天神中央公園 貴賓館前広場」をメイン会場とする予定）
- ・メイン会場と博多駅前広場については、必ず花装飾を実施すること。その他、花装飾会場の具体的な場所や箇所数を提示すること。

② 多くの人を魅了し、多様な主体が参加できる企画の立案と実施

- ・花の魅力を多くの人を実感でき、花によるまちづくりに導くことができる企画を立案し、実施すること。
- ・市民や企業と共にイベントを創り上げていくこと。
- ・Fukuoka Flower Showのまちなか花装飾と連携し、相乗効果を出すこと。

③ 各会場の配置計画

- ・メイン会場、博多駅前広場を含む各会場において、効果的かつ具体的な花装飾・ブース等の配置を計画すること。

④ 花壇コンテストの立案と実施 【参考資料 2 : P11～14、 3 : P11～14、 4 : P24～27】

- ・花づくりの市民団体や造園、園芸の専門団体など多様な主体が、当事業に賛同し、参画していただける企画を立案し実施すること。
- ・多くの人々が作品を鑑賞し、投票につながるよう工夫すること。

⑤ 関係者調整

- ・円滑な事業実施のために、関係機関、地元、関係者等との必要な調整を行うこと。

特記事項

- ・令和9年3月については県営天神中央公園貴賓館前広場の仮押さえを行っている。
- ・会場の演出などに当たっては、各会場内の歩行者動線の確保に十分配慮すること。
- ・運営にあたっては、会期中、常駐の責任者を最低1名置いた上で、イベントの案内や場内整理などを行う人員を配置し、円滑な運営を実施すること。
- ・会期中は、会場やその周辺の清掃を行うこと。
- ・会場の警備については、実行委員会が別途契約（夜間警備）する警備会社と連携して対応を行うこと。
- ・出展者や店舗出展者の搬入搬出の際には、関係者車両であることを示す紙面等を掲示させるなど、公園利用者への支障とならないよう十分に配慮すること。
- ・警固公園の利用を提案する場合は以下の点に留意すること
 - （1）清掃にあたっては、会場が石張舗装であり花壇の土の流出によるシミなどが発生する可能性があり、汚損がひどい場合には高圧洗浄機などを用いた清掃を行うこと。
 - （2）中央区維持管理課が管理を行っているが、イベントの実施に当たっては関係団体から組織される会議において、実施内容について協議を行いながら進める必要があり、会議に向けた資料作成などの事前準備を行うこと。
- ・翌年度に向けての検証のため、イベント各日の天候や気温、来場者数の計測を行い、当該年度のイベントの集客状況を報告すること。計測方法は任意とするが、来場者数は1時間ごとの人数を計測すること。
- ・会場内装飾に使用した花材等については、会期最終日に市民団体や来場者へ配布するなど、SDGsに配慮した活用を行うこと。

【参考資料 2 : P35～36、P38、 3 : P36～37、P49、 4 : P35～36、P43】

(4) 連携企画 【参考資料 2 : P39～45、 3 : P46、 P50～52、 4 : P2～4】

ア 概要

実行委員会メンバーをはじめ、福博花しるべエリアの市民や企業など、多様な主体による、自発的・継続的な一人一花運動の輪の広がりを図るもの。

イ 内容

チューリップロード沿いの市民や企業等が、当事業や一人一花運動に参加するきっかけとなるために、福博花しるべを道路や公園等や春限定の取組みとせず、民間施設をはじめ屋内外での花装飾や、秋から春にかけても花で盛り上げる企画を、既存のまちづくり団体等とも連携しながら実施すること。

(5) 広報 【参考資料 2 : P58～65、 3 : P65～74、 4 : P44～49】

ア 概要

当事業全体及び一人一花運動を広く周知することで、一人一花運動の輪の広がりや定着につながるような効果的かつ戦略的な情報発信を行うもの。

イ 内容

① 既存の広報媒体を活用した発信

以下の既存広報媒体より情報発信を行うこと。

- ・一人一花スプリングフェス HP 及び一人一花 HP
- ・一人一花 SNS (Instagram、X、Facebook、GreenSnap)
- ・オンライン一人一花サミット HP 等

② 広報プランの企画・実施

一人一花メディアパートナーを含む各種媒体等を活用した広報プランについて企画、実施すること。

③ 周知チラシの作成及び配布先等

【参考資料 5、 6】

一人一花スプリングフェスをメインとし福博花しるべ全体を、より効果的に周知する 2 種類のチラシをデザインし、作成すること。配布等については下記のとおりとする。

- ・関連団体等に配布 部数 95,000 部程度
- ・会場等で配布 部数 5,000 部程度

(6) 協賛企業の獲得 【参考資料 2 : P46～57、 3 : P53～64、 4 : P11～18、 参考資料 6】

- ・第 16 期 (令和 8 年春) の協賛企業を中心に、新たな協賛メニューの検討も含め、チューリップ等による花修景の意義に賛同していただける企業を獲得すること。
- ・具体的な協賛企業数や協賛金額の見込みを提示すること。
- ・協賛金によって実施する企画について提案すること。提案する企画内容は、上記(2)～(5)の内容に沿った提案を行うこと。

(7) 報告書の作成

ア 概要

事業の報告に関する資料を作成するもの。

イ 内容

事業報告書

- ・実施内容を実行委員会 (例年 7 月頃に開催) に報告するための事業報告書を作成すること。作成にあたっては、過年度の実施報告書を参考にすること。
- ・事業報告書には期間中に実施した参加者アンケート等を基に事業効果の分析を行い、そ

の結果をふまえたさらなる効率的で効果的な運営を図るための具体的手法を明記すること。

- ・事業報告書に記載する記録写真については、チューリップ等が満開となる期間を適切にとらえて撮影することとし、単なる業務報告に留まらず、次年度の広報等に活用できるものとする。

(8) 留意事項

- ・業務の実施にあたっては、安全管理を徹底し、事故防止に努めること。また、定期的に実行委員会事務局と打ち合わせを行い、指示に従い、業務を遂行すること。
- ・本業務によって知り得た情報については、外部に漏らさないように管理すること。
- ・本業務内容に記載のない事項については、事務局と協議すること。
- ・当事業に関する計画案を含めた成果品について、著作権を始めとする権利等は実行委員会に帰属するものとし、実行委員会が二次利用を行うこと、成果品に変更を加えること、次年度以降の開催に当たっての公開資料及び参考資料とすることについて了承すること。また、実行委員会が認める場合には、受託者は、第三者による映像等の使用を了承するものとし、その際に使用料はかからないものとする。
- ・上記の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。
- ・制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受託者において処理するものとする。

3 提案内容

以下の(1)～(3)を提案すること

(1) 上記「2 委託内容」(1)～(6)の提案

※(2)～(5)は負担金で実施する内容、(6)は協賛金で実施する内容、(1)は(2)～(6)の全体について提案すること。

(2) 事業スケジュール

- ・計画及び広報に関する事業の準備期間や実施時期などを含む、第17期（令和9年春）の全体スケジュール
- ・第19期（令和11年春）までの3年間のロードマップ

(3) 事業実施体制

- ・本事業の実施にあたり連携する事業者と、その事業者の役割、担当者名などが明記された具体的な体制図